

～ 協力金・賛助金を寄附された皆様へ ～

寄附金税額控除についてのお知らせ



(公財)富山県交通安全協会への協力金・賛助金による皆様のご寄附は、「特定公益増進法人」への寄附金として、所得税や法人税などの寄附金控除の税制上の優遇措置があります。

◎ 寄附金の税額控除の概要

1 個人の寄附金の場合

ア 所得税の「所得控除」額（平成24年中の所得金額の合計額の40%相当額が限度です。）

= (寄附金の合計額 - 2千円) を所得控除

イ 地方税の「税額控除」額

= (寄附金の合計額 - 2千円) × 10% を税額控除

税率 県・市町村双方が指定した寄附金・・・・・・・・・・・・ 10%

県が指定した寄附金・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4%

市町村が指定した寄附金・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6%

2 法人の寄附金の場合

ア 寄附金の特別損金算入限度額として、別枠の損金算入限度額があります。

= (所得金額の0.5% + 資本金等の額の0.25%) × 1/2

イ 損金算入額が増加することにより法人税(国税)及び法人住民税等(地方税)が減少します。

◎ 寄附金の税額控除を受けるためには

確定申告等が必要です。

寄附をした翌年の3月15日までに管轄の税務署へ所得税の確定申告書を提出すれば、県・市町村の寄附金控除と両方の適用を受けることができます。

◎ 確定申告の際に必要なものは

確定申告の際には

寄附をした際に受け取った協力金・賛助金領収書（寄附金受領証明書等）

を添付する必要があります。

※※ 詳しくは、当協会 ☎076-451-1851・会計課、又は、最寄りの税務署へお尋ねください。